

届出制手数料に係る手数料表（人材紹介）

（株）アクト関西 人材紹介事業部

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1件につき <u>5,000円</u> 手数料負担者は、求人者（クライアント）とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【人材紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%</u> 手数料負担者は、求人者（クライアント）とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【人材紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%</u> 手数料負担者は、求人者（クライアント）とします。
※上記人材紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は、求人者（クライアント）とします。

求職者（スタッフ）からは、求職受付時及び就労開始後も一切手数料を申し受けません。

上記手数料に消費税は含まれておりません。別途加算となります。